

## 第10回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成20年3月27日(木) 午前9時00分から午前12時00分まで

(2) 場 所 県庁本庁舎5階 正庁

(3) 出席者

#### ア 委 員

清水修二(委員長) 安齋勇雄 岩淵敬 小川静子 北川圭子 杉山元治 田崎由子  
常松明男 羽田則男 松野義廣 森岡幸江

#### イ 県 側

総務部長 総務部政策監 企画技術総括参事 入札改革参事 農林技術管理参事  
入札改革主幹 入札改革主幹 警察本部会計課課長補佐  
あぶくま高原自動車道建設事務所主幹兼次長 喜多方高等学校事務長  
外 各発注機関担当者

(4) 次 第

#### ア 開会

#### イ 議事

##### (ア) 審議事項

a 抽出案件について

b 入札参加資格制限期間の上限の改正について

##### (イ) 報告事項

a 県発注工事の入札等結果について

b 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

c 県発注工事における元請・下請関係適正化対策について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

#### ウ 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札改革主幹】

定刻となりましたので、ただいまから第10回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。  
議事につきましては、清水委員長よりお願いいたします。

#### 【清水委員長】

皆さんおはようございます。朝から御苦勞様でございます。

ちょっと紹介しますが、11日に長野県に行ってまいりまして、県庁と建設業協会でお話を聞いてきました。県庁で早速聞かされたのは、長野の県議会で、委員会ですけれども、福島県では指名競争入札をまた一部復活させたそうだというようなことが話題になっているということでした。早速影響が出ているのかなと思いました。

それから、建設業協会では、福島県の今回の決定については、協会の立場からすれば勇気ある決断であると言っておりましたが、長野県では指名制度をもう1度というのは口にできない状況であると言っておりました。

それからもう一つ、15日に日弁連のシンポジウムが東京でありまして、私パネリストで参加してまいりました。その時に弁護士さんの一人から、指名制度をやるにしてもいろいろなやり方があると、一つの方法として、指名にはするけれども、いわゆる管外の業者を必ず1、2者入れるというやり方を執れば、談合は相当程度防げるというアイデアをおっしゃっていました。指名のやり方もいろいろあるということでありまして、あまり地域を限定した業者ばかりを指名しないというやり方もあるんだというサジェスションを受けました。ちょっと御紹介しておきます。

さて、本題に入りますけれども、例によって議事の進め方に関してお諮りいたします。本日の議題がいくつかありますが、公開で行いたいと思っておりますけれども、何か差し障りございませんでしょうか。

(特になし)

それでは、異議がないということで、公開で進めさせていただきます。

まず始めに、審議事項のア「抽出案件について」ですけれども、その前に、この間の全体の状況についての説明をいつものようにお願いしたいと思います。

**【入札改革参事】**

(資料3、3-1、4により説明)

**【清水委員長】**

ありがとうございました。

どうでしょうか。データを御覧になって何か気が付いた点はございますか。

**【羽田委員】**

それでは私の方から質問させていただきたいと思ったんですが、3点ほどありますが、1つは、資料3の17ページの10番、喜多方建設の橋りょう補修工事、それから随意契約の1番、いわき建設の案件ですが、それぞれ落札率が100%なわけです。上の方は県外ということで、業者を幅広く求めた工事にしては、参加業者が1者でそれで100%だったということなんですけれども、これについてどういう中身かもう少し詳しくお知らせいただきたい。それと、県外業者が取ってますが、発注者として県内でどれくらいの業者が参加できると認識していたのかを併せてお聞かせいただきたいと思います。併せまして、いわき建設事務所の案件で、参加業者が9名ですが、9名が参加して100%というのはどういうことだったのか。この入札状況についても詳しくもう少し丁寧に説明をお願いします。

それから19ページ、30番会津農林高等学校ですが、落札率が45.45%と。これは業者が入れたんでしょから、それなりなんでしょけれども、解体工事というのが私は引っ掛かるんです。つくるといふ工事であれば、低価格でもいろんな意味でチェックができると思うんですけども、解体工事ですからそういう工事でもない。しかし、この工事は産業廃棄物関係が出てくるわけですから、果たしてこの低価格できちんと廃材を含めてチェックしたのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、今回私が松野委員と抽出に当たってますけれども、それに係る案件ですが、21ページ県警本部、今回、この資料を見ますと80%落札というのが、42件あるわけです。その中でも県警本部が19件のうち15件が80%ということです。これについて、発注者としてどのように考えているのか。なぜ、県警本部に80%というのが集中したのかについて、見解をお伺いできればと思います。あと後ほど抽出案件とも関わってきますけれど、やはり80%落札に対して発注者側が何か工夫をする必要があるのではないかと思うわけです。例えば、後ほど話させていただきますけれども、入札参加業者の何パーセントかが80%だったとすれば、総合評価を導入するとか。そうしていかないと、単純に数字で80%だけで判断していいのか。その辺についての見解を教えてくださいたいと思います。

**【清水委員長】**

まず、17ページの100%の2件についてお願いします。

**【入札改革参事】**

まず、10番の喜多方建設につきましては、1回目に入札した時に応札者がなしだった案件でございます。それで2回目やりましたところ、1者だけが応札し、落札率が100%だったという案件でございます。それから、いわき建設の件につきましては、実態を把握しておりませんので、至急確認したいと思います。

**【清水委員長】**

今の喜多方建設のケースは鋼橋上部ですよ。非常に競争の激しい工種だと認識しておりました。それで1回目応札0で、2回目1者応札したわけですけども、1回目と2回目とどういう風に変えたんですか。何か工夫をされてもう1度やったわけでしょう。そこまでは細かいところはわからないですか。

**【入札改革参事】**

当時は2つの橋を発注していたわけなんですけど、内容を見直しまして、4つの橋を合わせて再公告をしたものであります。

**【清水委員長】**

2億6400万円というのは橋4本ですか。

最初、応札がなかった原因については何かお考えですか。

**【入札改革参事】**

業者に対してアンケート調査をしまして、その理由としましては、配置する技術者がいなかったというような理由が挙げられております。

**【清水委員長】**

この辺がよくわからないところではあるんですよ。季節が関わっているというようなことは、小川さんや安齋さんから指摘されているところではあるんですけども。鋼橋上部工事というのは、競争が激しくてなかなか取れない工事だと思っていましたけれど。

随契で9者が相見積りをするんでしょうけれども、それで落札率が100%になるというのは、これは要するに、随契の場合は予定価格を示さずにやりますよね。それで入れさせて予定価格を上回っている場合は、もう1度やり直しをさせて、いわば微調整をして結果的に100%になるというのは、論理的にあり得ると思うんです。そういうことなのかなと私は思うんですけど。どうですか。

**【入札改革参事】**

詳しく把握していないので、正確なことは言えないんですが、随契の場合は予定価格を示しておりませんので、例えば9者に対して見積りを出させてというようなやり方でございます。

**【清水委員長】**

だから予定価格を上回っていたら、やり直しをさせるわけでしょ。

**【入札改革参事】**

そういうことです。そこを確認いたします。

**【清水委員長】**

じゃあ、確認を待ちましょう。

次どうでしょうか。19ページの30番の45.45%という、激烈に低い落札率なんです。これでちゃんと産廃処理できるのかということですけども、どうですか。

**【入札改革参事】**

この解体工事につきましては、今まで県として最低制限価格を設けたり設けてなかったりというような実態がありましたので、今後統一的な取扱いとするように、現在検討を進めているところでございます。それで、この案件については、最低制限価格を設けていなかったということでございます。それで低くなっているということでございます。

**【清水委員長】**

それで、産廃処理については、きちんと確認できたかということが御質問なんですけれども。

**【入札改革参事】**

産廃の処理につきましては、マニフェストで管理しておりますので、その点についてはきちんとやっていると考えております。

**【清水委員長】**

次、21ページの80%の落札がずらりと並ぶというケースなんですけれども、これは最低制限価格を狙って八掛けでということなんでしょうね。

**【入札改革参事】**

1月に最低制限価格の制度を見直したわけですが、これは10月から12月までの報告でございますので、こういった例も踏まえまして、1月に最低制限価格を見直したところでございますので、先ほど申し上げましたように、1月以降の状況を見守っていく必要があると考えております。確かに警察本部の電気設備や通信設備といったものにつきましては、過去の実績をみますと結果的として80%でくじ引きというようなケースが多かったのは事実でございます。

**【清水委員長】**

先ほど羽田さんがおっしゃった過半数が8割になったりした場合には、ちょっと工夫が必要なんじゃないかという点については、抽出案件のところと同様のケースが出てくるわけですね。

**【羽田委員】**

はい。

**【清水委員長】**

そこで議論しましょう。

今の件について、ほかの方から何かコメントはありませんか。

【小川委員】

3ページの公有財産グループの指名競争でやった同じ解体工事なんですけれど、落札率の問題だけを言っているわけではないんですが、99.83%と落札率が高くて、入札結果を見ると3者が辞退をしております、残り3者が最低制限価格を下回ってこの業者が落札したという結果になっておりますが、建築で登録されたCランクの業者が指名されるという県の方の決定になっておりますが、解体工事というのは専門業者というのがおりますので、得意な業者、あとは建築の方に県では登録されているんですけども、一般的に工務店の場合ですと、落札したにしても自社では施工しないで、専門業者に発注してしまうというのが実態なんです。そうしますとCランクの中に解体を得意としている業者がほかにも登録されていますけれど、そういうところが指名されていないと、あまり得意と思われないところが指名されたので辞退したのかなとも読み取れるので、解体はその後の産廃処理も関わってくるので、そういう得意な業者というのをもうちょっときちんと把握しておいて指名をするようにしないと、本来はもうちょっと安く落札できたものが、高く落札してしまったのではないかなということも懸念されますので、それと本来できる業者さんが指名されないということは、せっかくの業者の意欲をそぐということにもなりますので、発注側の発注体制の在り方、そういうものから直せるところは直していかないと、入札制度の指名とか一般競争をどうするのかという以前の問題もあるのかなという気がしました。

【清水委員長】

小川さん、今の件、参加業者数6になっているでしょ、これは辞退した者を含んでいるんですか。

【小川委員】

含んでません。

【清水委員長】

今、3者が辞退して残り3者が最低制限価格を下回って失格になったとおっしゃいましたよね。

【小川委員】

そういうことで言うと、9者指名されたということになります。

【清水委員長】

9者が指名されて、3者が辞退して残り6ですよね。そのうち3者は最低制限価格を下回って失格になったんですね。そうすると残り3ですね。

【小川委員】

そうです。

【清水委員長】

残り3者の競争で落札率が99.83%になったわけですね。

【安齋委員】

今日訂正になっている。

【入札改革参事】

今日差し換えをお渡ししております、予定価格の訂正ということで8,032,500円で、落札率が95.08%でございます。申し訳ございません。

【小川委員】

わかりました。

ただ、落札率だけの問題ではなくて、今言ったような実際指名しても辞退をされてしまったということがあるので、得意な業者というものを発注者側で把握できるような書類を、業者の側では出しているはずなんです。その辺のことを把握した上で指名しないと、これから指名制度が復活した中でデメリットが出てきたんではまずいのではないかと懸念があったものですから。

【清水委員長】

他方では辞退してもいいんだよと指導するという方針でもあるんですけどね。なるべく辞退するような業者は最初から指名してもしようがないというのは事実です。

【小川委員】

それと全体をみまして、やっぱり1者しか参加しない、参加者数が少ないというのが非常に見受けられたので、私も表を作って整理してみたんですけど。

【清水委員長】

ちょっと配っていただけますか。

(「小川委員提出資料」 配付)

【小川委員】

(「小川委員提出資料」により説明)

前回と比較はできなかったんですけども、やはり少数しか参加しないというのは、増えてるのかどうかの検討が本当はしたかったんですが、そこまでやる時間がなかったんですが、その辺はもし県の方でわかりましたら、前回と比較して1者から3者参加という少数参加が増えているのかどうか、もしわかりましたら教えていただきたいんです。やはりこういう風に参加者数が少ないというのは、せつかく競争性を高めると言いつつも、本当の意味での競争になっていないんじゃないかなと思ったものですから、もしわかりましたら教えてください。

【入札改革参事】

応札者が1者の件数ですが、1月までの累計が1, 111件中101件ありまして、特に10月以降多くなっているという傾向がございます。

【清水委員長】

1, 111件中101件なんですね。ほぼ1割ですね。

【入札改革参事】

そうです。9.1%くらいです。

【清水委員長】

ほぼ1割が応札者が1者しかないという状態なんですね。それで、小川さん言われたように、1者のみの場合には落札率が平均的に高くなっている。

どういう風に解釈したらいいんですかね。自由に参加できるようにしたにも関わらず応札者が減り落札率はかえって上がるということですよ。ちょっとこの辺はきちんと分析をしないといけないと思うんです。

私は、一般競争入札にした場合、業者同士の競争と併せて、予定価格を巡る行政と業界の側との綱引きといいますか、そういうのが問題になってくるのかなと思ってまして、そのところはいわゆる市場メカニズムに乗っかるということです。だから、一般競争入札にすれば、極端に言えば、業界がボイコットをして応札者が減っていくということは想定されたわけです。それで落札率が非常に高くなるということは、予定価格そのものに対する1つのデモンストレーションと解釈できないことはないと思っています。これは今後じっくり検討していく必要があると思います。

ほかにどうですか、皆さん。

【入札改革参事】

先ほど17ページのいわき建設事務所の100%の件でございますが、これは1回目の見積り合わせをした時に、落札した業者が税抜きで820万ちょうどということで落札したわけなんです。それ以外の業者はすべてそれ以上の金額で見積りを出してきたということでございます。

【清水委員長】

1回で決着したんだ。

【入札改革参事】

はい。

【清水委員長】

それが100%だった。見事に当たったということですか。

【入札改革参事】

そうです。820万ということで、それ以外の業者はすべてそれを上回る見積りであったということです。

【清水委員長】

ぴたりと一致したと。まあ、何とも言いようがないですね。偶然だったと言えばそれまでで、見積りのソフトが正確に機能したということかもしれませんね。

ほかに何かございますか。

(特になし)

なければとりあえず全体については、これぐらいにしておきまして、審議事項の抽出案件に移りたいと思います。

初めに抽出された羽田委員、松野委員に抽出の趣旨についてコメントをいただきましょう。それではお願いします。

**【羽田委員】**

それでは私の方からは、3ページの3番、14番、15番、16番ということで事務局に提案させていただきましたが、松野委員と重複する部分もありまして、最終的には3番、7番、14番、16番、17番、この5件が抽出案件となりました。私の方からは、私の方で出させていただきました3番、14番、16番について御説明申し上げたいと思います。

8ページからになります。3番の喜多方高等学校の建築について、今回選ばせていただいたのは、今回の抽出案件の対象が17件あるわけです。そのうち7件があぶくま高原道路関係ということですので、残りが10件ということになります。それで県内全域ということでやったわけですが、2管内からしか参加していないということが若干気になったということです。それからもう1つは、先ほども80%落札というのがあったわけですが、この案件につきましても、7者が入札に参加をしながらも4者が80%の同額で、くじ引きで落とすということでございます。やはりこうなってくると、私としてはこのことを否定するものではありませんけれども、今までの経過等々を踏まえると、ある程度80%入札の限界値を超えているのではないかと。そういう意味ではやはり発注者の方が一定のルールを明確にすべきではないのか。例えば、80%の業者が過半数を超えるというような時は、とりわけその中で落札者が出るということになれば、総合評価を導入するとか、そういうようなことで発注者の工夫が必要なのではないかとということで抽出をさせていただきました。

それから2件目の14番です。17ページになります。これは内容等々は別に指摘をするつもりではなくて、これは発注者側の考えをお聞きしたいと思っているわけでありまして。今回資料に出ておりますけれども、14番の工事と15番、16番、17番と連続してあるわけですが、金額が14番だけ低いというふうなことであります。最終的に事務局に聞きますと議会承認が出てくるということなんですけれども、14番から17番までの4件について調べさせていただきましたが、契約日が一緒で14番だけ入札を先行しているわけです。そして総合評価が入りませんから決定も早いわけです。14番が10月22日、15番以降が11月8日になってますが、議会承認ということで契約日が12月19日になっているんです。そうすると14番は契約日から決定まで58日掛かっていると、15、16、17は41日と。これはやはりもう少し発注者が日程を工夫することが必要なのではないかなと考えますので、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから最後になります。16番、23ページになります。これを私が選んだのは15番との比較で出させてもらいました。しかし、松野委員から抽出された17番が今回の抽出されたので、17番との比較でお話をさせていただきたいなと思っているわけです。これも発注者側の考えをお聞かせいただきたいと思います。それで先ほどもお話ししましたが、同じ日程で16、17はやっているんですけども、総合評価の点数が違うんですね。これはまったく同じ内容でありながら、どういう風にして数字が違ってくるのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

**【清水委員長】**

じゃあ、松野さん、どうぞ。

**【松野委員】**

今回、隣接三管内又は県内要件の入札において管外業者が受注した工事という条件の中で抽出しなさいということだったわけですが、最初17件の工事に集約されまして、そのうちいずれを抽出しても良かったんですが、先ほど羽田委員からもお話ありまして、7件あぶくま高原自動車道関係がございました。それで皆さんも御記憶かとは思いますが、昨年8月7日の当委員会でのあぶくま高原道路の工事に関わる入札公告で予定価格の誤りが6件あったことについて、この当委員会でも質疑がなされたことがございました。それらの工事がすべて今回の7件のうちに入っていると思いましたので、その中から4件をアットランダムに抽出いたしました。それでこれらの工事をトレースしたいと考えた次第でございます。

**【清水委員長】**

今、羽田さんに説明していただいたように個別に検討したわけではなくて、全体の連関とかそういう観点から行ったということで、これはまったく新しい検討の仕方だと思います。

それじゃ、全体の討論の時間はまたありますので、1件1件説明を受けて質疑応答の時間を設けます。

最初に喜多方高校の件について、担当の方をお願いします。

**【喜多方高等学校】**

(資料1 (P8～10) により説明)

**【清水委員長】**

先ほど羽田さんから指摘がありましたのは、県内一円という風に地域要件を設けたものの、結局若松と喜多方という限られた地域の応札だけであり、しかも7者中4者が八掛けの同額になっているということでもあります。この件だけではなくて、八掛けでズラッと並んでくじ引きになるケースについて何か方策はないのかということは、あとで議論したいと思いますが、事実関係で何か質問ございますか。

(特になし)

特に質問ありませんか。

(特になし)

ないんでしたら次に行きます。2件目の案件です。2番目から5番目はあぶくま高原自動車道なんですけれど、まず最初の件を説明してください。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

(資料1 (P11～15) により説明)

**【清水委員長】**

どうもありがとうございます。

どうでしょう。質問ありますか。

**【北川委員】**

技術提案書の不備が4件あるんですが、具体的に技術提案書というのはどのような内容なんでしょうか。工期などなんでしょうが、これだけ不備があるということはかなり面倒なものなんでしょうか。内容がどのようなものなのか教えていただきたいと思います。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

15ページを開いていただきたいんですが、「価格以外の評価項目及び点数」ということになってまして、「企業の技術力に対する評価」、「配置予定技術者の技術力に対する評価」、「企業の信頼性・社会性に対する評価」という3つの項目があって、次に「施工計画に対する評価」というのがあります。それでこの部分で施工の工程表、施工の品質管理計画、安全計画等々をこの中で書いていただくという中身になっていて、ページそのものはほぼ1つの項目について1ページ程度なんで、それほど時間的能力がいるかということそうではないと思います。ただ、論点をきちんとまとめているかどうかということでございます。

**【清水委員長】**

今の施工計画に対する評価で不適と書いてある2者については、先ほど説明(施工計画で示された工程表が予定工期より半年以上超えるものとなっていたため失格となった。)を受けましたが、1番下の会社は0点になってますね。これはどうしてでしょう。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

これは評価の方法がございまして、6段階で10点、8点、6点、4点、2点、0点ということで、60点から70点の間については0点ということでございます。

**【清水委員長】**

そういう説明が前にありましたね。忘れてました。だから0点だったということではないんですよ。大学で何点以下は不可にするというのと同じですね。不可だからと言って0点ではないということです。

1ページ程度ですか。そんなに分量は多くはないですよ。それで半年先でないといけないという工程表だったというのは、これは何なんでしょうね。おまけに2者ともなんですよ。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

1者は半年くらい、もう1者は1年くらいということで、工期を間違っただけかどうか、それはわかりません。

【安齋委員】

信じられないけどね。3月までに完成するのが当たり前なんですよ。それが半年とか1年間違えるなんて信じられない。

【清水委員長】

ちょっと解せない感じがしますね。

これまで、こんなことはありますか。経験ではどうですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

私の経験ではございません。

【清水委員長】

一般競争入札ですから、取る気がなければ参加しなくてもいいわけですよ。

【安齋委員】

間違っただけ理由は聞かなかったですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

そこまで追跡調査はしておりません。

【杉山委員】

1年も工期が延びれば入札金額がかなり違ってくると思うんですけども、ここには書いていないんですが、そういったこともあったんですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

無効になった時点で中封筒は開封しないので、その確認はしてません。

【清水委員長】

技術提案書は外封筒にあるから、そこでチェックしてダメならば内容は無視するというです。工期そのものを引き延ばしたものをつくっているわけではないですよ。そうじゃなくて、中身を見て、とてもこの工期には収まらないとそういう内容が含まれていたということだと私は思いますけれど。工期そのものが無視されていたんですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

そうです。

【清水委員長】

ちょっと不可解ですね。

松野さん何かコメントありますか。抽出された立場から。

【松野委員】

私の手元に8月7日付けの民報の記事があるんですけど、そこで入札公告の予定価格に誤りがあったのが、3日に開札を行った「吉大橋」(玉川村)。この「吉大橋」の開札で誤りが判明して入札公告中の5件について調べたところ同様のミスを発見したと記事に書いてあるんですが、現在審議しているあぶくま高原自動車道建設事務所の案件の住所が「石川郡玉川村大字吉地内」になっていますが、要するに同一の工事なわけですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

違います。

【松野委員】

これは全然別な工事なわけですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

はい。

【松野委員】

記事に載っていた工事は前倒しでもう入札は終わったということなんですね。私はこの工事が結局時間が掛かってこういう形になったと思ったんですが。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

それは違います。

【松野委員】

この記事をあついで御覧いただきたいんですが、私は同一の工事なのかなと思って、これを抽出

したわけだったんですが。そうではないんですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

そうではありません。

【松野委員】

あとでちょっと御確認いただきたいんですが。ほかの抽出した案件もそれとぶつかってくるような形になるものですから。本当に別個の工事なんでしょうか。あぶくま高原道というのはそんなにあるはずもないと私は認識していたものですから。

あと、次の「南須釜」は。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

それは入ってました。

【松野委員】

これも同じような形で。あと3、4号トンネルとか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

はい。

【松野委員】

こういうような形で。金額も似てるんですよ。ですから同じ工事なのかなと認識してたんですが。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

0029号については違います。

【松野委員】

そうですか。全然別個の工事ですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

はい。

【清水委員長】

とりあえずどうですか。総合評価で逆転したケースの1つです。

【安齋委員】

2つほど教えてください。1つは15ページの「企業の信頼性・社会性に対する評価」でボランティアのところなんですが、クレハだけ4.0で異常に高いんですが、理由を教えてください。

それともう1つ、14ページで評価値算出価格の計算なんですけれど、2者は入札額と同じ金額が入ってますけれど、残りの3者の場合には250,256,100円が基準値というか、その数字になっていて、それ以下の金額はすべてこの金額で評価しますということですね。これは結局予定価格かなんかを基に一定の計算式で計算しているということですか。その辺を教えてください。

【清水委員長】

2つありました。1つは、ボランティアの点数が極めて高いのはどういう内容だったのかということをお知りになりたいということですが。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

その業者はいわきの業者なんですが、平成13年度からこの現地で3か年債務工事を取っておりまして、特定JVの代表構成員となっております。その際に地域との交流促進ということで側溝清掃とかそういったものを現地でやっておりまして、それで4点という形で取っております。

【清水委員長】

もう1つはどうですかね。評価値算出価格に関しましては。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

それについては、10月から足切り制度といいますか、それが変わりまして、基準価格を下回ったものは、基準価格まで戻して算出する方式に変わりました。

【入札改革参事】

昨年4月からやっております。設定方法については非公表となっております。一定のルールに基づいて設定しまして、それを下回った場合には評価しない。ある一定の金額で評価するというようになっております。

【清水委員長】

私が前から懸念しておりますように、総合評価というのは価格外競争で勝てない者がダンピン

グをする可能性があるので、そうさせないために一定のラインを引いてしまうということです。  
いいですか。

【安齋委員】

はい。

【清水委員長】

ほかになれば3番目の案件の説明をお願いします。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

(資料1 (P16～22)により説明)

【清水委員長】

質問をお出しいただきたいと思います。

【小川委員】

この前に説明していただいた工事は総合評価だったんですけども、この工事は難易度の高い工事で、予定価格も9億で金額も高いんですけども、これを総合評価にしなかった理由を教えてくださいいただきたいと思います。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

総合評価方式を選ぶかどうかということなんですが、県では試行をやっておりまして15億円以上はすべて標準型、1億円以上15億円未満の工事から1件以上標準型を選定し、5千万円以上の工事から、特設事務所では2件以上簡易型を選定することとなっております、この案件を本庁に上げまして審議の結果、これは条件付という話になってございまして、これは標準型から外れたということとなっております。

【清水委員長】

ですから検討した結果そうなったわけでしょ。どういう基準でそうなったのかということですよ。

【企画技術総括参事】

これは試行ですので、あらかじめ1年間の計画を割り振っております。発注案件を並べてその時点であぶくま高原であれば、簡易型は何件、標準型は何件という割り当てをしておりますので、それを当てはめた時に当てはまってないというだけで、すべてをやろうということではなかったので結果としてそうなったということでもあります。

【清水委員長】

限定付無作為抽出になっているということですね。そういうことだそうです。

前の案件とあぶくま高原自動車道で一般土木工事で同じなんですけれど、総合評価方式を採る採らないの違いはあるんですが、前者の場合は9者の応札、今回の場合は27者の応札になりますよね。この違いはなんでしょう。金額の違いというものはあるわけなんですけれど、どうしてこれだけの応札者の数の差が出てくるのか。同様の工事に私には見えるんですけど。どうですか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

私の方では、すみませんが、わかりません。

【清水委員長】

時期もそんなに違ってないですよ。それはわからないということですね。

ほかはどうですか、皆さん。

【羽田委員】

私が14番を選ばせていただいたのは、先ほども話したんですけども、15、16、17の比較で疑問を感じた点がありましたので、14番を選ばせていただきました。もう少し詳しく言わせていただきますと、この4件とも公告は9月19日、入札は14番が10月16日、15、16、17は10月23、24、25日で、決定は14は10月22日、ほかの3件は11月8日、これは総合評価を入れたんでこのズレはしょうがないと思っているんですが、私がお聞きしたいのは契約日です。最終的にこの4件は12月19日に契約しているわけです。事務局に聞きますと議会承認だということはあるんですけども、14番について10月22日に決定をしておきながら、議会承認ということはあるにしても、58日間、2か月も契約が掛かっている、これは少し日程を検討すべきではないかと思って抽出させていただきました。

【清水委員長】

指名制度をもう1度入れた最大の理由という風にも聞こえるんですけど、時間の短縮ということだったわけでしょ、実際この件で見ると契約が遅いということであれば、入札の手続をいくら早めても意味がないということにもなりますけどね。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

まず、そのお質しなんですけど、議会案件につきましては、議案提出が1月前になってございます。ということは、12月19日より1月前には仮契約を進めて終わっていただけないということがございます。もう1つ、こちらの手続上の話を申しますと、当事務所で総合評価方式がかなりの件数ございまして、これは日にちをずらしながら入札していきました。というのは総合評価の場合は、仮に低入札調査というか、下回っても失格にならない制度でございまして、そういう調査等も加味しながらこの総合評価をやらないとダメなんです。そのために仮契約から時間が経っているという御指摘なんですけど、そういうことを考慮しながら進めてきたという状況でございまして。

**【羽田委員】**

大変申し訳ない。もう1点指摘します。総合評価を入れたということであるならば、14番はやってないですよ。15、16、17が早いんならわかるんです。総合評価を入れた方が遅いんです。私は14番をちょっと事務的に掛かり過ぎなんじゃないかという指摘をしているのであって、是非そこについては、これからは考える必要があるのではないかと指摘だけしておきます。

**【清水委員長】**

ほかにありますか。

(特になし)

なければここで5分間休憩を入れます。

《休憩》

**【清水委員長】**

会議を再開いたします。

次の4番目の案件について説明をしてください。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

(資料1(P23~28)により説明)

**【清水委員長】**

いかがでしょう。何か質問ございますか。

**【岩渕委員】**

総合評価方式に関しまして、先ほど羽田委員からも質問がありましたが、ボランティア項目というのはどういう形で決めているのか疑問がありまして、つまり技術力だったら工事が違えば評価が違うというのはわかるんですが、クレハ錦の関係で言えば、このボランティアの評価は1なんです。前は4でこちらは1。工事は工事工事によって違うから違うというのはわかるんですけど、なぜここは1と4で違うのかというのがわからないので教えてください。

**【入札改革参事】**

工事の箇所が同一の市町村内におけるボランティア活動であれば4点で、同一市町村でなくて県内で過去3年以内にあれば1点ということで、工事のある市町村かそれ以外かということで、4点、1点の区別になります。

**【清水委員長】**

釈然としないですか。

**【岩渕委員】**

ボランティアというのは、その地域地域で点数に違いを設けるとするのは正しいんですか。ボランティアというのはその地域でやっているか、ほかの地域でやっているかであまり違いはないような気がするんですが、それはどういうことなんですか。

**【入札改革参事】**

あくまでも全体の項目としては、地域貢献という大括りでございまして、その中で、その企業がどれだけ貢献しているのかということを見るという観点からすれば、工事箇所の同一市町村内での活動については重く評価するという考えに基づいております。

**【安齋委員】**

具体的に言うとクレハさんの場合には、2番目の工事で玉川村ではボランティア活動をやっているということですね。そして平田村ではほとんどやっていなかったということですか。

**【入札改革参事】**

はい。

**【清水委員長】**

工事箇所の地元の業者に有利にするという、言ってみれば地域要件の一種ですよ。

**【羽田委員】**

2点ほどお聞きしたいと思っておりますが、1つは、今、総合評価の中のボランティアということもあったと思うんですけども、先ほどお話しさせていただきましたけれど、ほぼ同じような工事の入札業者、ジョイントを組んでいると思いますけれども、総合評価の中で細かく見ると違うんです。それはジョイントを組んだとかいうことで基本となる会社が違うから違うということなのかなと思うんですけども、例えば16番と17番を見ていただきますと、16番を落札した会津土建のジョイントが17番でも入札に参加してまして、そこを見ると優良工事表彰とか資格保有年数とか障害者雇用の点数が違うわけです。そうすると、ジョイントを組んだ場合にそういうことが出てくるということだと思っただけなんですけれども、単独で入っている企業は同じなんですよ。と思ったら、少し違うんですけど。庄司と水谷のジョイントがまったく同じだということで、どういう形で点数が違ってくるのかなと思ってお聞きしたい。

それともう1点、これは先ほど質問した方が良かったんですが、ここで言った方が良いと思って我慢してました。入札結果で無効又は失格となった業者さんがいるんですが、私は資料をもらいましたので詳しく見させていただきましたが、あぶくま高原の関係で結構この業者さん参加しているんですよ。7番の工事は最低制限で失格なんですよ。しかし、この16番もそうなんですけど、9番と17番この3件も同じ理由で無効なんですよ。技術提案書外封筒になしということで。こういう場合にきちんと業者を指導しているのかどうか。それともこういう理由で失格になった場合に逆に追跡調査をした方がいいのではないかと考えてますので、担当者として、これほど失格理由が重複するというのをどういう風に認識しているのかお聞かせ願いたいと思います。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

第1番目の評価点数が同じような構成メンバーになっているのに違うのはなぜかという質問なんですけど、これは総合評価方式のシステム上の話なんですけど、代表構成員の実績なり技術者なり、優良工事であれば優良工事、そういうものは代表構成員の実績を書くことになっているんです。今回の場合、15番では会津土建さんが代表構成員で、次の場合は渡辺組さんが代表構成員になってまして、それぞれ違うんで、これは当然違ってくるということになります。そのように解釈していただければと思います。

続きまして、無効が多い業者さんがいるということですが、これは、私どもの事務所の方でも不思議だなということで、その業者さんに直接ヒアリングをしました。なぜ、外封筒に入れないんですかということについては、それまで営業の方が総合評価については窓口になって一手に作成していたらしいんですが、勘違いをしていたと言いますか、よく総合評価方式の内容を把握していなかったということがわかりました。それで、こういうことがないようにしてくださいねという話はそこで指導をしました。

**【清水委員長】**

指導はしたということですね。

**【羽田委員】**

そういうことであれば、もう少し突っ込んでお聞きさせていただきます。16番と17番の入札業者の中で単独で入札した業者がいます。堀江工業株式会社。これが16番と17番で評価が違うというのはどういうことなんでしょうか。工事成績の点数が違う、資格保有年数の点数も違う、ジョイントであれば基幹の会社ということなんでということなんでしょうけれども、単独でも違うということについて御説明願います。28ページと35ページの堀江工業の欄を見ていただきたいと思っております。企業の技術力に対する評価の2番目の工事成績が0と1、それから配置予定技術者の技術力に対する評価の2番目の工事成績が0と1、資格保有年数が1と0という

ことで、これについて説明をいただきたいと思います。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

配置予定技術者についてですが、これはそれぞれの工事に別の配置予定技術者を書いているものなので、これは配置予定技術者に対する施工能力であったり、工事成績であったりするので、これは違ってきます。

**【清水委員長】**

配置予定技術者については、工事ごとに事情が異なってくるということで、企業の技術力については何だろうということですがね。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

企業の技術力の点数が違うのは、まず16番がトンネル工事の企業の技術力、17番が一般土木の改良工事の技術力ということで、それぞれの実績に応じた点数を付けたということです。

**【清水委員長】**

なるほどね。そういうことだそうです。私はなるほどという風に思います。工事の種類によって評価が変わってくるんですね。先ほどの優良工事の場合は代表構成員が評価の対象となるということですが、ボランティアの場合なんかはJVに入っている1者が地元であれば4点が付くということになるんですね。ですから、JVを組む場合には工事の現場である市町村の者を1者入れておくと有利になるということになりますよね。地域貢献についても代表の1者が評価の対象ですか。

**【入札改革参事】**

あくまでも代表構成員について審査します。

**【清水委員長】**

地域貢献についても代表構成員に対してのみ審査すると。別の話聞いたような気がするんですけど。そうですか。

よろしゅうございますか。

ほかに質問がなければ最後の案件、今ちょっと話になりましたけれど、5件目の案件についてもお願いします。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

(資料1 (P29~35) により説明)

**【清水委員長】**

どうですか。質問があれば。

**【安齋委員】**

入札書を無効とする申出書の提出があったということなんですが、技術者が足りないということなんですか。小さい工事ならわかるんですけども、これだけ大きな工事で人がいないから辞退するというのはちょっと解せないんですけど、その辺説明してください。

**【企画技術総括参事】**

これは、あくまでも会社が自発的に、ここに予定した技術者を別の方に配置したんで、この現場に技術者を配置できないんで辞退ということで申し出があったということです。

**【安齋委員】**

それ以上詮索できないんですか。

**【企画技術総括参事】**

あくまでもここに配置できないんで辞退したいということですので、法律上そういう制約がありますので。

**【清水委員長】**

入札というのは、複数の工事を並行して応札している場合には、取れるか取れないかわからない状態でやっていますからね。1つ取れたら次のやつは辞めるというのは十分あり得ることだと思います。

この件は価格からいうと、落としたところは6位なんですね。それが大逆転を遂げたというケースなんです。なぜそれが可能だったかというところと35ページの評価結果というところで、小計というところを見ますと、福浜大一というところが非常に評価が高いという企業というか、今回の入札の書類上そうだったということになりますかね。

【安齋委員】

ボランティアが効いている。

【清水委員長】

ボランティアが4点になってますね。

【常松委員】

入札参加資格の中でジョイントベンチャーという構成も含まれますが、1位になりましたJVですが、この秋田蒲生というのは、県内企業でしょうか県外企業でしょうか。あるいは、もし秋田蒲生が県外だとすれば、ジョイントベンチャーの構成の条件についての規定があるのでしょうか。

【企画技術総括参事】

県内の業者です。

【清水委員長】

ほかに質問はないですか。

【小川委員】

総合評価の場合は、価格以外の評価項目が非常に重要で、その中でも施工計画というのが重要だと思われるんですけども、今回の場合ですと、施工計画に対する評価が0点というのがかなり多数見受けられるんですが、どうして0点が多かったのか。その内容が場所打ち杭工などで、特にそんなに難しい工事だとは思えないんですが、どうして0点が多かったのか、その辺のところをわかりましたら教えていただきたいと思います。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

0点というのは総合点で70点から60点の者に付けられますが、先ほど点数の付け方は説明しましたので、ここでの詳細説明は省略します。

今回の総合評価については、右の欄「社会的要請に関する事項」で河川・道路付替方法ということ挙げたように、場所的には仮称ですが煙石インターというところでして、中に河川が入っておりまして橋も架けます。そういった部分の工事の場所でございまして、工事的には非常に難しい工事でございます。そのために右側の「社会的要請に関する事項」で10点技術提案を入れている箇所なので、本当に現地を詳細に調査しながら現地にあった施工手順、そういったものが踏まえられていることが大切です。この工事の技術審査は、工程、品質、出来高及び安全管理計画が、現場に即してきちんと記述されているかをポイントに行いました。その結果として70点未満の企業に0点を付けました。

【清水委員長】

今、小川さん言ったのは施工計画のところなんですよね。今おっしゃったのは右の「社会的要請に関する事項」のところですよ。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

施工計画上もそういったことも踏まえて書いていただくということで審査をしております。

【清水委員長】

結果として足切りに引っ掛かったということですね。

ほかに質問は。

【杉山委員】

関連でお聞きしたいんですけども、あぶくま高原の工事の中で国際規格、ISO9001を取得されている会社というのはおわかりになりますか。

【あぶくま高原自動車道建設事務所】

この中で「企業の技術力に対する評価」で「品質管理能力」というのがありますが、ここで1ポイント入っている企業がそういう企業でございます。

【杉山委員】

わかりました。

それともう1つなんですけれども、ボランティアの評価について、私は前から懸念を持ったんですけど、そのベースになるのはボランティアそのもの、あとは災害協定、地域貢献ということで、ほかの県は別々に分けているんですが、福島県の場合はすべてひっくるめて4点という形を採っているんですけど、その辺の経緯についてお聞きしたいんですけども。なぜこうなって

しまったのか。

**【入札改革参事】**

前回、総合評価の見直しのところで御説明したかと思うんですが、今までは4点だったんですが、それを2点にしまして、除雪とか道路維持につきまして1点、さらに災害出動等については1点という方向で見直しをするようにしております。

**【清水委員長】**

いつからやるんでしたっけ。

**【入札改革参事】**

総合評価の学識経験者の意見を踏まえて最終的に決定しますので、4月以降に正式決定ということになっております。

**【清水委員長】**

そうでしたね。

じゃあ、質疑応答を終わります。全体に渡って意見交換をしたいと思います。

1件、羽田さんから出ているのは、八掛けでズラッと並んでくじ引きというのを何とか避ける方法というのはないのかということなんですよね。例えばそういう場合には、総合評価ということにしたらどうかと。ただ、これは羽田さん、やってみてそうだったから総合評価というのは難しいですよね。そういうことを想定するのであれば、すべて総合評価にしないと何ともしようがないという感じがしますけれどね。どうですか。羽田さんの問題認識に関しては。下の方で並んでくじ引きでもいいんじゃないのという意見も、あることはあるんですよね。業者の方もそれで文句あるまいという意見はないことはないですね。ただ、八掛けという単純なやり方ではいかなのような最低制限価格を工夫しているわけです。

**【杉山委員】**

総合評価が試行だからということで、そういう風になっていると言われるとそれまでなんですけれど、その辺をこういう問題が出てきているということはやはり総合評価を多く採用していかなければならない。すべてを総合評価にしていかなければならないという状況になっていると思いますので、是非そういう方向で検討するようにしていただきたいと思います。とにかく総合評価にすることが非常に内容的には良いはずなんです。具体的な細々としたことを申し上げると時間がないので言いませんけれど、例えば、施工計画にしても、ボランティアにしても、技術提案にしても、すべての面で総合評価については、細々と決めてますんで、ただ単に抽選でやられてしまうという感じはしますんで、是非検討していただきたいと思います。

**【清水委員長】**

例えば1000万円以上については、すべて総合評価にするなんていうことをできますかね。

**【入札改革参事】**

まだはっきりは決まってないんですが、例えば評価項目を絞った特別簡易型というのを4月以降、1000万以上で抽出してということで考えております。あと、そのほか簡易型、標準型につきましても、標準型については2億円以上についてはやっていくというような方向で考えております。19年度は84件という試行件数だったわけですが、4月以降につきましては、全体で約300件ということで試行件数を増やして実施してまいりたいと考えております。なお、先ほどの80%のくじ引きの件なんですが、先ほど申し上げましたように1月に最低制限価格の設定を見直しているわけですので、今後の状況を見ていく必要があるのかなと考えております。

**【松野委員】**

昨年の8月の時点で予定価格が誤っているのがわかって、正しい予定価格を決められて入札をされたわけですが、今回取り上げた工事3件につきまして、「南須釜」につきましては、昨年8月の時点では予定価格が8億9733万。これに対して最終的には予定価格が9億6万になっている。3、4号トンネルにつきましては14億8470万だったものが、最終的には14億9016万。それから煙石インターチェンジにつきましては16億9239万だったものが、最終的な予定価格は17億3万4千円という風に、それぞれ若干ずつ金額が上がっているわけなんですけど、この理由についてお教えいただければと思います。

**【あぶくま高原自動車道建設事務所】**

9月以降、この歩掛かりに使う単価、特に石油類と鉄鋼類が非常に高騰しておりまして、その単価の見直しを行った結果でございます。

【清水委員長】

なるほど。よろしいですか、松野さん。

【松野委員】

はい。

【清水委員長】

どうでしょうか。先ほど小川さんから入札者が減っている件について引き続き見ていく必要があるという指摘はありました。

さて、よろしいですか。特にこの5件に関して、今後検討すべきこととかがありましたら。

(特になし)

ないようでしたら、抽出案件の審議についてはこれで終わります。特に文書で意見を出すというようなことは必要ないかと思えますけれど、出た意見については是非踏まえていただきたいと思えます。

それでは、発注機関の皆さん御苦労様でした。御退席いただいて結構です。

次の審議事項にいきます。審議事項のイ「入札参加資格制限期間の上限の改正について」をお諮りいたします。事務局の方から説明をしてください。

【入札改革参事】

(資料2により説明)

【清水委員長】

どうですか。2倍にすると24か月を超えてしまうケースがあると。36か月という風に改正するという事なんですか。

【安齋委員】

問題ないです。

【清水委員長】

問題ないということでよろしゅうございますか。

【小川委員】

改正前の地方自治法施行令では、167条の4の2項で「2年間」一般競争入札に参加させないことができるということで、「2年間」ということになっておりましたが、今度の改正の条文を見ますと3年以内の期間を定めてということになっておりますので、必ずしも3年でなければならぬということではないのではないかと思うんです。3年以内の期間ということで3年間という案が出てきたと思うんですけども、談合があるといっても先ほどの報告を見ますと、談合で指名停止になっているのはほぼ県外の大手業者さんが大半でございまして、県内の地元の業者さんが談合で指名停止になっているのはほとんどない、見受けられないという状況からすると、私は現在の2年間で十分でないのかなあと。処罰規定だけを重くしたから談合が無くなるということではないかと思われまますので、私は2年間のままで3年間に延長しないという意見を言わせていただきます。

【清水委員長】

異論が出ました。

県内で談合する業者はいなくなったんだということであれば、ペナルティが延びようが延びまいが、そういうことは問題にならないという見方もまたできますよね。

どうでしょうかほかの皆さんは。

【松野委員】

私は基本的に小川委員の御意見に賛成でございます。競争入札に参加させない期間、これは業者にとっては2年間とか、3年間とか、5年間とか、そういう次元ではないと思えます。1年であってもそれは首を取るような罰則規定なわけなので、これは2年間で3年にしたから、談合云々という次元の問題ではないと思えますので、これは2年間で継続していい内容ではないかと考えております。

【清水委員長】

2倍条項に引っ掛かるので延ばすという趣旨ではないんですか。ちょっと説明してください。

【入札改革参事】

もう1度説明させていただきたいんですが、例えば、資料2の補足資料で県発注工事で刑事告発・逮捕された場合に24月という規定があるんですが、これを延ばそうというものではございません。ちょっとそこを御確認いただきたいんですが、個別の規定はそのままにしておいて、あくまでも上限が今2年なので、上限を地方自治法施行令の規定が3年に延長されたということに合わせて、上限を3年に改正してはどうかということでございます。先ほど申し上げました2倍規定というものを設けているわけなんですけど、実際に計算すると24か月を超えている例もあって実際の効果がないので、そういうことも踏まえまして、3年に延長してはどうかということでございます。

【清水委員長】

現行の2年という期間を変えないわけですね。補足資料のとおり。2倍条項はそのまま残るわけですね。その場合に、2倍した場合に36か月を超える場合は36か月になるんですね。

【入札改革参事】

はい。

【清水委員長】

そのところは、この欄外にある「措置期間が24か月を超える場合は24か月が上限」。これが36になるんですね。そういうことですね。

【入札改革参事】

はい。

【清水委員長】

だから2倍にした時に24に留まっている、そういう場合には、つまり悪質な場合にはペナルティがきつくなるということですね。そういう風に理解した上でどうですか、小川さん。

【小川委員】

そこまでやる必要はないと思うんです。

【清水委員長】

そうですか。

【小川委員】

地方自治法施行令では、「3年以内の期間を定めて」となっているので、3年にしなければならないということではないし、そこまで処罰規定を厳しくしなくても福島では18か月と決めて、36か月にしなくても24か月指名停止になれば、もうかなり厳しい罰と言わざるを得ないと思いますので、そこまでしなくともいいのではないかと思います。

【田崎委員】

今お聞きしていると、いつでも、どんな場合でも36か月と適用するのではないということで、24か月というものがあっても、本当に悪質な場合はそういう場合もありますよという、なんとなく牽制するような、悪いことは本当に厳罰になるんですよということで、すぐに36か月が適用されるということではないということなので、24か月があるのであれば、上限を上げても問題はないのではないかと思います。

【清水委員長】

もう少しほかの委員の意見を聞きたいと思いますけれど。

【岩渕委員】

私はこれで賛成です。今後の問題として、こういう悪質な問題について談合を繰り返せばそれだけダメになりますよという警告の意味が強いですと思いますので、抑止力としては働くだろうと思っております。ですからそういう意味では、36か月に上限を延ばすということについては、別に問題はないと私は思います。

ついでに言えば、24か月だろうと36か月だろうと企業にとっては同じであろうということはあるかもしれませんが、しかしそれはまた別の話で、24か月我慢すれば解けますよというのと36か月まで我慢しなければならないというのは、全然抑止力としては別の話になってきますから、そういう意味で36か月に延ばしても別に問題はないんじゃないかと思っております。

【安齋委員】

岩渕委員と同じ意見なんですが、もう少し付け加えますと、一昨年を検証委員会でも話題にな

りまして、いずれ国の方で3年以内になるから、その時は、県の姿勢も合わせましょうという事前の申し入れというか、そういう議論はしておりますので、私は法律が変わったんだから自動的に3年にして何も問題ないと。談合する業者を守る必要はないと思います。

【清水委員長】

一人ずつお伺いしましょうか。北川さんどうですか。

【北川委員】

私も地方自治法が変わっているわけですから、今までの経過もお聞きし、3年間でいいのではないかと思います。幸い今のところないわけですから、逆に3年に延長しても問題ないと思います。

【杉山委員】

私もこれに依存はありません。皆さんがおっしゃったように最長3年というだけで、実際談合をやった時にこういう重いことがあるんだなというというのは戒めにもなると思いますので、私は県の案に賛成します。

【森岡委員】

現状で不正行為を繰り返して2倍規定の対象となっている方が154社のうち約3分の1に及んでいるという数字が多いのか少ないのかと考えると、やっぱり3分の1は多いんじゃないかという気がしまして、現状24か月ということでそこで打ち切られているということであれば、3年という規定も意味のあることだと思います。

【清水委員長】

羽田さんどうですか。

【羽田委員】

やはり悪質業者排除ということであれば、私は3年にしてもいいと思います。

【常松委員】

抑止規定という意味だろうということだと受け止めて、改正内容でよろしいと思います。

【清水委員長】

多数決というわけではありませんが、小川さん、松野さんは少数意見ですね。私も意見を申し上げたいと思いますが、最初に長野に行った話をしましたよね。福島の動きは注目されていると思います。前に小川さんが紹介してくださった資料を見ると、要するに流れは一般競争入札の方に行っているわけです。先頭集団にいた福島県が早々とUターンとまでは言わないけれど、Jターンしたということについては、これは全国的な影響が大きいと思ってまして、この前の意見の中でも一言触れました。今の件ですけれど、国としては罰則を強化する方向で施行令を改正しているわけです。そういう中で、あえて福島県が指名の再導入に加えて、ペナルティについてもそこまでやらなくてもという選択をするというのは、これはこれで実質的には大きな意味はないとしても、政治的な意味は私はあると思います。そういう点で、私としてはUターンという考え方をむしろ強調するならともかく、そうでないのであれば、これはやはり罰則を強化する方向で進んだ方がいいと思います。

皆さん一通り意見を聞きまして、意見の分布からすると、挙手採決はしませんけれども。

(小川委員挙手)

では、小川さんに意見を述べていただきます。

【小川委員】

埼玉県が先立って36か月にしたということが新聞報道されております。それについて埼玉県内の業界からもすごい反発がありまして、埼玉県の業者はこれで四重苦を通り越して五重苦になったと、五重の苦しみだと。やはりそれだけ心理的な圧力がかなりひどいということが新聞に出ておりました。

【清水委員長】

それは談合をやるということですか。

【小川委員】

やるということではなくて、それだけいろんな意味で業者の皆さんが弱っているわけです。体力的に弱っているところに心理的にも頭がいっぱいで非常に苦しい立場にいるところで、さらに処罰ばかり厳しくされて、そういう意味でかなりまいっているという新聞記事が出ておりました。

今、業者は苦しい立場にある。工事が減って、それは業者数が多いからだということもありますけれども、公共工事というのはそもそも雇用を受け入れるためにあったもので、雇用というものが大切なものとしてあるわけです。そういったために業者を守らなければならないというのが一方にあって、そういう中でどうしても業者が悪者扱いされて、談合をしているのはみんな業者が悪いという風に報道でも何でもそういうような方向に行ってしまう中で、またさらに処罰とかそういったものばかりが強化されるということは、業者にとって精神的にも非常に苦しい立場にさらに追い込まれるということを新聞で述べていて、私も非常に同感だったものですから、そういう中で、今、決めなければいけない時期なのか。確かに法律は変わりましたが、3年に変わったわけではなくて、あくまで3年以内の期間を定めてという風に変わっているだけです。ここで3年に決めなければいけないという風に法律が変わったわけではないわけですから、47都道府県がすべて36か月に変えたのであれば、福島も変えざるを得ないかと思えますけれど、まだ他県がやっていない状況の中で、そこまでしなくても私は良いのではないかなと思えます。

【清水委員長】

じゃあ、松野さんも御意見を。

【松野委員】

賛成多数ということで、可決されることになるんだろうと思いますけれども、申し上げたいのは、例えば話で申し訳ないんですけど、鳥小屋ばかり徹底的に消毒してきれいに磨き上げて、肝心要の金の卵を生んでくれる大切な鳥まで殺してしまうということになりはしないかと私は危惧いたしております。

【清水委員長】

ここで決定できるものではないですね。

この委員会の意見としては、これは了解ということになります。ただ、少数意見としてお二方述べられたような意見もあったということは、是非知事にお伝えいただきたいと思えます。

そういうことでよろしいですね。

(特になし)

それでは、次、報告事項になります。報告事項のウ「県発注工事における元請・下請関係適正化対策について」をお願いします。

【入札改革参事】

(資料5により説明)

【清水委員長】

報告事項でございますので、質問がありましたらお出しいただきたいと思えますけれど。

下請110番というのは、ほかの県でもそういうことをやってるんですけど。

【入札改革参事】

そういう名称を使っているかどうかはわかりませんが、窓口があるのは確かだと思います。

【清水委員長】

今までもあったということですけどね。

【杉山委員】

下請のこういうところをみていくというのは非常に大事なことだと思います。それで、品質管理とかそういったことはISOの考え方が非常によく出てます。アウトソーシングする場合の形はきちんとした形にしなければならない。施工計画とかそういった中でも載せなくちゃいけないということで決まっていますので、その辺の指導をよくやられて、施工計画とかそういったこと、それと竣工検査、中間検査における確認ですね。ISOの検査の場合、受け入れ検査というものをやっていますので、受け入れ検査を内部でやって、あとは外部検査ということになると思うんで、その辺の指導も、内部の検査とかそういった指導も含めて見られたらいいと思うんで、以上参考までに申し上げておきます。

【北川委員】

弱者を大事にするということは非常に大事なことだと思うんですけども、前々から気になっていたんですけども、中間検査、竣工検査に県の技術者が行くと思うんですけども、県の技

術者というのは十分足りているのでしょうか。それが1点。

それから、「元下関係書類の確認を適正に行う」とありますけれど、実際、下請が元請に遠慮して本音が出せないというようなことがないのかなと思ったんですけれど。

以上2点をお願いします。

**【清水委員長】**

どうですか。チェックするという場合の人員が足りているのかということが1つですね。

**【企画技術総括参事】**

人員の話であります。現実にはどうかと言いますと、今日の案件の説明の中でもありましたように、基本的なことができない会社もエントリーするという事例もいっぱいありますように、現場の段階でもいろいろ苦労している部分が実はあります。例えば監督をする検査をするということになりますと、非常に慣れた優秀な会社ですと、少ない頻度の確認でスムーズにすぐに我々の要求するものが出来上がる。ただし、県の仕事をやったことがないとか、例えばISOの話もありましたけれど、そういう確認とか、品質を確保するための工程の管理なんか慣れていないという会社をそのまま丁寧に指導するような状況もありますので、現場の方ではそういう現場には重点監督ということで、二人以上の人間を頻繁に向かわせて確認するということがありますので、人員が今の状態で足りるかというようなことは、今後の推移も見ていく必要もありますし、限られた人数で工夫をしなければならぬのかなということでありまして、具体的に人数がどうかということは、今まで以上にそういう手間が県側にも多く増えてきているということは実際起きております。今言えるのはその程度でありまして、今後、実際事務の量についても調査をして、検証をして、その辺の多い少ないの話は検討したいと現時点では考えております。

**【清水委員長】**

あと、下請が遠慮してなかなか言ってくれないのではないかと懸念ですけれど。

**【入札改革参事】**

下請が元請からこういう対応を受けているんだということを言えば、元請から今後の下請がなくなるのではないかとするのは確かに想定されることでございますが、現実的に追加工事をしたけれど変更契約を結ばないとか、追加代金を支払ってもらえないとか、現実的にそういう相談が来ているわけですので、今回、新たに入札改革グループに窓口を設けることによって、相談をしやすい体制をとったということでございます。

**【杉山委員】**

特に日常の監督における元請・下請の確認を大事にしてほしいと思うんです。「工事現場における施工体制点検チェックリスト」による確認の中で元請・下請関係の確認を徹底する。これは現場で確認するわけですから、元請に遠慮しないでチェックできるはずですから、「日常監督・検査時における元請・下請関係の確認」の(1)(2)(3)の徹底を十分やっていただきたいと思っております。

**【清水委員長】**

はい。よろしゅうございますね。この件を終わりにします。

予定していた議題は終わりですけれど、ほかに皆さんから何かありますか。

**【小川委員】**

時間があつたらと思ったんですが、今回いただいた資料3、ちょっと戻っちゃって申し訳ないんですが、この資料3をずっと眺めていました中で、ちょっと気になりましたのが、落札率が低かった業者をずっとみていた中で気が付いたのは、今回、喜多方の業者が民事再生をしたんですけれど、その業者が402件のうち5件落札しておりました。それで平均落札率が71.26とかなり低い数字で取っております。一番低いときは69.71と農林水産で発注した工事が一番低かったんですが、安く取って努力して、経営努力とか経費の削減とか、いろんな意味で落札率を上げて取っていただくのはいいんですけれど、その結果、民事再生になってしまうというのは、いかがなものかなと思いました。そういう結果的に負債総額が13億で債権者が138社ということで、いろんな意味で被害が及んでしまう。そういうことからすると、入札制度の問題とは言えないかもしれませんが、今度、土木部中心に建設業審議会等で業者の育成とか支援とかそういったことをやられていると思うんですけれど、ちなみにこの業者さんはAランクに位置付けられてはおりますけれど、Aランクになった時点で既に決算内容が経営状況分析の点数が平均が

700点と言われているところ、399点と平均以下、かなり低い点数で、民事再生になった原因が過年度の借入金が負担になって民事再生をしたとなっておりますが、Aランクになった時点で売上高が12億5700万、有利子負債がこの当方で11億あったということで、過剰な負債があったと言わざるを得ないと思うんです。こういう経営内容が芳しくない業者さんが安く取って、そのままちゃんと工事を品質確保までして経営を維持してできていればいいんですけど、民事再生とか破産とかいう結果になるのは決して好ましいことではないと思いますので、そういったことを何か事前に防げるような、例えば経営指導をすとか、建設業審議会の問題ではあると思いますけれど、今、産業廃棄物の許可の関係ですと、産業廃棄物の業者の場合は、更新申請とか許可申請をする場合に、経営内容が好ましくない、赤字があるとか、決算内容が良くない場合には、経営改善計画書というのを求められるんです。会社で作った経営改善計画書で不十分だと思われる場合には、専門の指導家、中小企業診断士等の指導を仰いだ上の経営改善計画書を出さなければ、産廃の許可がもらえないようになっているんですね。こういう重要な公共工事を受けるところの経営があまり良くない時には、そういった指導も併せてやっていくような体制を執っていかなければ、地域の業者が重いという意味だけではなくて、その裏に従業員、雇用の問題とかそこに関わってくる多数の方々の生活とかそういったものが全部裏側に出てきますので、そういうことも今後考えていかなければいけないのではないかと思います。私、今から7年くらい前にアメリカに視察に行ってきたんですけど、その時アメリカで中小零細、弱者に対して、それぞれの行政庁で5%発注するような枠を設けなさいという法律がありまして、それを忠実に実行しているのがNASAの本部だったんですね。国防総省だったものですから、NASAの本部に我々視察に行ってきました。その時にNASAの方に私がいろいろ質問した時に、NASAでの工事の発注基準はどうしているんですかと聞いた時に、過去の成績がいい人に発注する、ちゃんと評価をした上で発注する。それで決算内容はどうするんですかと聞いたら、毎年、決算書を出させる。じゃあ、決算内容が悪かったらどうするんですかと聞いたら、NASAは本部に弁護士とか公認会計士とかを抱えておりまして、私たちが行った視察会場に弁護士も公認会計士も同席しておりましたが、そういう方たちで指導をしている。そういう財務内容が悪くなった業者さんは呼び出しをして指導をしているから問題ないという、アメリカのやり方は違うと言われればそれまでなんですけれど、そういったことも今後考えていかないと、制度だけいじってもあまり効果がないんじゃないかなという気がしたものですから、ちょっと時間があればと思って、話をさせていただきました。

【清水委員長】

どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

【杉山委員】

福島県の場合は指名競争入札を試行ということで、その後の評判というか、そういったことで県側にどういった声が寄せられているか。この前の議会では、監視委員会の設置条例を改正することも必要んじゃないかという声も出たようなんですけれど、それはどうなったのか。今、制度が悪い制度が悪いということですが、実際は制度の問題ではなくなっていると思うんです。ですから、今、小川委員が言ったとおり、その辺を県側が建設業者さんたちを救えるのかということを考えてほしい。制度が悪くて倒産とかそういうのが起きるわけじゃないんです。これは全国的な問題なんですけれど、全国の建設業協議委員会なんかでも、もう制度の問題ではないだろう。生き延びるために何をしなければならぬということ全体的に考えなければならぬということが出ているわけですから、是非、県側もそういったことを前向きに前面に出して検討していただきたいと思います。

【清水委員長】

今のは御意見として受け止めればいいですね。

【杉山委員】

はい。

【清水委員長】

私の方から最後に私の一身上のことで申し上げたいと思います。既に皆さん御存知のことですけれど、私が4月から福島大学の理事・副学長という役職に就くことになりました。理事という

のは職員じゃないんです。教員ではなくなるんです。退職願を学長に出してありまして、一旦退職をするんです。それで役員になるわけです。いろいろ考えたんですけど、役員になるというのは公共工事の発注者側に立つようになる。これが大きな問題だと思っております、発注者側にありながら、県の事業ではないですけど、監視委員会というのは座り心地が悪いというのが1つです。それと、私、副学長の中で地域連携の担当なんです。地方自治体、地域の経済界とお付き合いをする、そういう役職なものですから、その兼ね合いも考えまして、やはりこの委員会に座っているとその辺の立場をどう考えたらいいか戸惑う局面が出てくる可能性があると思うんです。

それからもう1つは忙しいということでありまして、特に私、学務及び地域連携担当で、学生の入試から卒業まで全部面倒をみる仕事に加えて、地域連携ということで大変多忙になることは間違いないんです。それで委員に留まっても会議を欠席することが多くなると思います。そういうことでいろいろ考えた上で、やはり中途ですけれども辞任をさせていただくという風に考えました。このことは実は2月の下旬に既に県の方にはお伝えしてありまして、その後江川さんがお辞めになるという経緯がありましたけれども、そのこととは別問題です。そこはくれぐれも誤解のないようお願いしたいと思います。新聞に出ましたのも私の方から新聞記者に言ったわけでありまして、どういうルートかわかりませんが、新聞社の方が情報を掴んで私の方に電話をよこしたというのが経緯ですので、折りをみて皆さんにもお伝えするつもりでございました。そういうわけで、半ばで辞めるといのはじくじたるものがあるんです。いろいろ改革の途中ですから、ここで降りるといのは無責任な行為だという思いも私にありまして、委員の皆さんには大変御迷惑をお掛けするという風にも思っておりますが、事情を御理解いただいて、すみませんが3月末をもって辞めさせていただきたい。大変申し訳ありませんが、御了解願いたいと思います。以上でございます。

それじゃ、ほかになれば事務局の方からどうぞ。

**【入札改革主幹】**

それでは、次回の委員会の抽出のテーマについて御検討いただければと思います。対象期間については1月から3月までの3か月を対象としていただければと考えておりますので、その抽出のテーマと抽出の委員の方の御選出をお願いしたいと思います。

**【清水委員長】**

何か御提案はございますか。こういうテーマでやりたい。それから誰が抽出の委員になるかということですけども。

(特になし)

特になければ、抽出委員については輪番制です。テーマについては、事務局の方から提案をしていただきますよう。

**【入札改革主幹】**

輪番ということでございますと、抽出チームにつきましては、森岡委員と安齋委員をお願いすることになります。テーマにつきましては、先ほど最低制限価格の見直しを1月からおこなって、実際には2月の契約分だけが対象となっていると御説明いたしました。抽出の期間が1月から3月ということになりますと、事実上2月分と3月分に限られてはしまいますけれども、新しい最低制限価格を設定して契約した案件ということで抽出していただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

**【清水委員長】**

よろしゅうございますか。

(特になし)

じゃあ委員については、森岡さんと安齋さんということ。ひとつよろしく願います。

ほかに何か。

**【安齋委員】**

清水委員長からは辞退の話が出たんですが、我々新聞報道でしか知りませんが、江川委員が辞任したという報告は我々委員会にないんですか。

**【清水委員長】**

江川さんの件ですか。そうですね、県の方からこのようなことという一言願います。

【入札改革参事】

江川委員から辞任届が2月19日付けで郵送で20日に県の方に届きました。それで御本人とお話をしたんですが、やはり辞任をさせてほしいという本人の強い意志でございましたので、2月29日付けで解職辞令を江川さんの方に交付させていただきました。

【清水委員長】

辞任の理由については、辞表にはどのように書いていましたか。

【入札改革参事】

指名競争入札の試行に際し、委員として合理性、合目的性を理解できないということが理由として書かれてました。

【安齋委員】

あの日、報道機関を集めたようですけども、県は関与してませんよね。本人がマスコミを呼んで記者発表したということですよ。

【入札改革参事】

そのとおりでございます。

【清水委員長】

よろしいですね。

これで終わっていいですか。

【松野委員】

清水委員長から直接お辞めになられるという話を初めてお聞きしまして、我々としてははっきり申し上げてショックなわけです。それと申しますのは、歴史的にも委員会が当初立ち上げられた時からの一番の重要な役回りを果たしてこられた。そして高い見識をお持ちになってらっしゃる清水委員長を中心に回ってきた委員会だと思います。残された我々、大変だなというのが印象でございます。つきましては、県御当局にお聞きしたいのは、清水委員長の後を引き継がれる委員長につきまして、現時点でどうお考えになっているのか、その辺だけ教えていただきたいと思っております。

【入札改革参事】

現在人選を進めているところでございます。

【清水委員長】

委員長は委員の互選なんですよ。お二人補充するんですよ。その中でやっていただくということですが、私の後に入ってきた方が委員長になるということのも当然あり得ると思います。

それで一言感想めいたことを言いますけれど、入札監視委員会の委員になったわけですが、途中から委員会の権限も拡大して、名称も変わって人数が増えたわけですけど、最初松野さんたちとやっていたころの委員会と今現在の委員会とは本当に様変わりしております、議論の内容も緻密になっておりますし、レベルアップしてると思っています。隔日の思いと申しますか、隔世の感と言うんですか、そういう印象でありまして、この委員会の皆さん、私も含めて、結構勉強させられましたんで、大丈夫だと私は思っておりますので、皆さんあとをよろしくお願ひしたいと思っております。

【入札改革主幹】

事務局から最後に1つだけお願ひをさせていただきたいと思っております。次回の委員会、また場合によっては緊急に委員会を開催する必要が生じたときのために、皆様のお手元に4月と5月分の日程確認表を配付させていただいております。4月3日頃までに私どもの方にお届けていただければと考えておりますので、よろしくお願ひします。事務局からは以上です。

【清水委員長】

それじゃあ、本日の会議はこれで終わりにいたします。

【入札改革主幹】

以上をもちまして、第10回福島県入札制度等監視委員会を終了とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。